



報道機関各位



平成29年7月18日

室蘭開発建設部 広報官

国道37号^{はくちょうおおはし}白鳥大橋 規制期間変更のお知らせ

室蘭開発建設部では、白鳥大橋の老朽化対策の一環として、5月29日（月）から舗装補修工事による通行規制を行っていますが、工事が順調に進捗し早期に完了する見通しとなったため、規制期間を下記のとおり変更しますのでお知らせします。

通行規制により、道路利用者の皆様には大変ご不便をおかけしておりますが、規制解除までの間、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1 変更規制期間

（変更前）平成29年5月29日（月）～平成29年8月10日（木）

（変更後）平成29年5月29日（月）～**平成29年7月25日（火）12時**

※変更の理由：悪天候等による工事の遅延が発生せず、順調に工事が進捗したため。

2 通行規制区間 国道37号^{じんやまち しゆくづちょう}室蘭市陣屋町～祝津町（白鳥大橋 L=1.5km）

※通行規制区間に変更はありません。

3 通行規制内容 期間中は全日、片側交互通行規制を行っています。

※通行規制内容に変更はありません。

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部

室蘭道路事務所 所長 ^{こもり かずみ} 小森 一澄 電話 0143-85-3135

道路整備保全課 課長 ^{おの でら ひとし} 小野寺 仁 電話 0143-25-7047

室蘭開発建設部ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/mr/>

